

中野区子育て家庭ホームヘルプサービス利用案内(令和6年度版)

1 事業概要

ひとり親家庭及びその他の子育て家庭へ、区が契約をしている事業所からヘルパーをその家庭(自宅)に派遣し、家事や育児の援助をする制度です。

利用には、年度ごとの事前登録が必要です。また、所得に応じて自己負担金が発生します。

2 対象

区内在住で、児童(小学生6年生まで)を扶養しているひとり親家庭及び児童が病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育等が困難な期間、ご家庭で保育できないその他の子育て家庭の方。親戚・友人・その他から援助を受けることができない家庭で、派遣要件に当てはまる時にご利用できます。

3 利用登録

1 申請書の作成

登録申請書に記入し、登録をしてください。 ※児童1人に対し1枚の提出になります。

申請書の確認事項欄で同意しないとした場合資料の提出をお願いします。

(下記表参照)

必要書類		①登録申請書	②所得証明 ・源泉徴収票(写) ・確定申告書(写) ・住民税課税証明書(写)	③ひとり親家庭証明 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療証 ・戸籍謄本 (ひとり親家庭の方)
同意する	4月～6月下旬に申し込みをされる方	○	不要	不要
	7月より申し込みをされる方	○	不要	不要
	その他子育て家庭の方で、区外から転入した方	○	○ ※住民税課税証明書(写)	不要
同意しない		○	○	○

※ 4月～6月までの利用料金は前年度(前々年の所得)で決定します。

※ 生活保護受給中の方は受給証明書を提出してください。

※ その他子育て家庭の方で、今年の1月1日現在区外で住民税を課税されている方は住民税の課税証明書(写)が必要です。

※ ひとり親家庭の方で、区外より転入して台帳で確認できない方は、ひとり親家庭証明書として戸籍謄本を提出してください。

2 提出方法 窓口へ提出又は、郵送にて提出

3 提出先 窓口へ提出 区役所3階11番 子ども総合窓口

郵送で提出 〒164-8501 中野区中野4-8-1中野区役所

子ども教育部 子育て支援課 子育てサービス係あて

(2024年5月7日以降の新住所)

〒164-8501 中野区中野4-11-9中野区役所

子ども教育部 子育て支援課 子育てサービス係あて

4 ヘルパー派遣の概要

- 1 派遣時間帯 7:00～22:00の間で、2時間～11時間の利用
- 2 派遣時間の限度と派遣希望の要件と提出物

【ひとり親家庭】		
派遣時間	派遣要件	提出物
2時間～4時間	(1) 保護者(同居している祖父母を含む)のケガや病気等で児童の世話ができない場合	・保護者の医療機関受診の際の薬や領収書、受診がわかるもの
2時間～11時間	(2) 児童がケガや病気をしたが、保護者の勤務・学校の通学により介護ができない場合	・児童の医療機関受診の際の薬や領収書、受診がわかるもの ・利用日の勤務の命令が出ていることがわかる証明書等
	(3) 就業(就職)につながるための講演会、試験等で児童の世話ができない場合	・受講日の日時が入っている案内等利用要件が分かるもの。
	(4) 保護者が休日(土曜・日曜・祝日)勤務のため児童の世話ができない場合	・休日勤務の命令が出ていることがわかる証明書等
	(5) 保護者が冠婚葬祭への出席で、児童の世話ができない場合	・冠婚葬祭の日時が入っている案内等利用要件が分かるもの。
【その他子育て家庭】		
派遣時間	派遣要件	提出物
2時間～4時間	(1) 保護者(同居している祖父母を含む)のケガや病気等で児童の世話ができない場合	・保護者の医療機関受診の際の薬や領収書、受診がわかるもの
2時間～11時間	(2) 児童がケガや病気をしたが、保護者の勤務・学校の通学により介護ができない場合	・児童の医療機関受診の際の薬や領収書、受診がわかるもの ・利用日の勤務の命令が出ていることがわかる証明書等

3 受付時間

受付時間は事業者によって異なります。「7 ヘルパー派遣依頼の連絡先」をご確認ください。

受付は1ヶ月前からです。(それ以前は受け付けません)

4 留意点

土・日曜日・祝日は、ヘルパーの確保が難しい状況があり、契約している事業所全てに連絡しても、ヘルパー派遣の調整がつかない場合もあります。あらかじめご承知おきください。

5 ヘルパーが行うサービス内容

- ① 食事及びその他身の回りの世話
- ② 洗濯及び住居の清掃
- ③ 日用品の買物 (派遣希望の要件が「保護者が、ケガや病気をして児童の世話ができない場合」の時のみ)
- ④ 通院の付き添い及び医療機関等との連絡
- ⑤ その他、育児及び介護

※ホームヘルパーの行うサービスの範囲は、家庭の生活に必要なもののうち、直接的かつ日常的なものに限ります。

なお、以下のサービスは行ないません。

- ・日常的でないもの(庭の草むしり、屋根の修理など)
- ・当該家庭の生産的活動にかかわるもの(商品の販売など)
- ・保育所・学童クラブなどの送迎
- ・その他の看護などの専門知識、技術が必要なもの

6 ヘルパー派遣依頼の手続き

- 1 電話で事業者へ申込をしてください。(事業者は「7 ヘルパー派遣依頼の連絡先」の事業者に限ります。) 2時間以上の派遣となります。派遣するヘルパーが決まりましたら、事業所と派遣ヘルパーの氏名を事業者からご連絡致します。
- 2 派遣確定後、「令和6年度派遣申請書兼受付票」を当日までに事業者へ提出して下さい。提出には前記「4 ヘルパー派遣の概要」の表をご確認のうえ、必要な書類の添付をお願いします。提出がない場合は、その後のご利用をお断りする場合がありますので、ご注意ください。
- 3 病気の場合は、病院受診後の利用となります。依頼時にお子さまの病状などをお知らせください。病院へ通院された証明(薬の明細のコピー等)の提出が必要※(上記4参照)になります。保護者の怪我や病気等も同様の証明が必要です

7 ヘルパー派遣依頼の連絡先

下記の事業者へ電話で依頼を行ってください。(下記の7社以外は依頼できませんので、ご注意ください。)

事業者名	派遣可能地区	受付時間	土・日曜、祝日の利用	電話番号
(株)明日香	南台	平日のみ 10:00~15:00	×	6912-2125
(株)アドレ・ケアサービス	全域(要相談)	平日のみ 9:00~12:00 13:00~17:00	要相談	0120-265-194
(有)白鷺介護サービス	上鷺宮・鷺宮・ 白鷺・若宮・ 大和町	平日のみ 9:00~18:00	×	3399-1997
日本リック株式会社	全域	平日・祝日 9:00~18:00	要相談	5356-8993
(株)小学館アカデミー	全域	平日 9:00~18:00 土曜日 10:00~16:00	○	0120-834-988
(株)リレーション (ケアウエル練馬)	丸山・野方・ 江原町・沼袋・ 中野・上高田・ 鷺宮・若宮	平日のみ 9:00~18:00	○	6914-7611
(株)ワン・アンド・オンリー One&Only	南台・弥生町・ 本町・中野・ 東中野・上高田・ 新井・中央	平日、土曜日 9:30~18:30 日曜・祭日 10:00~17:00	○	3797-1197

※受付の時間内に連絡をお願いします。

※利用時間の変更や中止は、上記の連絡先へお願いします。当日のキャンセルは、事業所の迷惑になりますので、早めの連絡をお願い致します。

※ヘルパー派遣当日に依頼した利用時間の変更はできません。

8 利用当日のお願い

1 利用者宅がわかるよう、表札等を出してください。

※表札等が無い場合、ヘルパーがご自宅に伺えない事があります。

2 ヘルパーにお願いしたいこと、しては困ること等、具体的に伝えて下さい。

お子さまの世話を頼むときには、状況(病状等)を説明し、過ごし方についても具体的に伝えてください。

3 お子さまに食事等が必要なときは温めれば食べられる状態に利用者の方が準備してください。

やむを得ず調理を頼む場合には、材料等を分かりやすくまとめておいてください。

※ヘルパーの飲食はヘルパー自身で用意します。

4 ヘルパーがお子さまの安全を確保するため、お子さまの外出は基本的に出来ません。

※お子さまは、健康状態が良好な時や病気回復期には行動が活発になります。ヘルパーの静止を振り切って外出するなどの事態が起きていますのでご注意ください。

5 終了時は、室内等の点検を双方で行い、内容を確認後、活動報告書に利用者確認印を押印してください。

6 ヘルパーの活動に問題(言動等)があった場合は、子育てサービス係にご連絡ください。

9 利用(派遣)できない場合

1 児童が病気の為、入院治療が相当と認められる場合

2 児童の病気が感染症であるか、家庭の中に感染性の疾病にかかっている方がいる場合

3 発熱等がある場合

4 その他、ホームヘルパーの派遣に特に支障があると認められる場合

10 自己負担額

1 利用登録の申請を提出後、所得等により自己負担額を決定します。

【ひとり親家庭】		
階層区分	所得基準額	自己負担額(1時間あたり)
1	3,604,000 円以下	0円
2	3,604,001 円～4,339,000 円	250円
3	4,339,001 円～5,694,000 円	500円
4	5,664,001 円～6,664,000 円	750円
5	6,664,001 円～7,718,000 円	1,000 円
6	7,718,001 円以上	1,250 円
【その他の子育て家庭】		
階層区分		自己負担額(1時間あたり)
1	住民税非課税世帯と生活保護受給世帯	0円
2	住民税課税世帯	1,250 円

※生活保護受給世帯は、第 1 階層とします。

※扶養親族が 1 人増えるごとに、この表の所得基準額に 38 万を加算します。

※所得から社会保険料相当額として一律 80,000 円を控除し、所得基準額を算出します。

2 「利用登録通知書」には「登録番号」、「自己負担額」等を記載して、ご通知します。

3 「利用登録通知書」が届いてから、ご利用となります。

※未登録で、緊急の場合は子育てサービス係へご相談ください。

4 「利用登録通知書」は再発行しません。利用登録期間終了まで保管してください。

5 金額は「利用登録通知書」でお知らせしています。自己負担額が発生する方は、利用の翌月に納付書を郵送しますので期限までにお支払ください。

※勤務先・住所等が登録申請時と変更になった場合には、下記までご連絡ください。

※本事業の申し込みにあたり、依頼した利用時間の当日変更はできません。やむを得ず、延長してしまった場合の延長料金は全額利用者負担となります。事業所の提示額を、直接事業所へお支払いください。

担当：中野区 子ども教育部

子育て支援課 子育てサービス係

電話番号：03-3228-5612